

税務署受付印

平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書  
 特定受贈森林施業計画対象山林

(平成21年3月31日以前の贈与用)

平成__年__月__日 _____税務署長 殿	受	住所 又は 居所	〒 電話 ( - - )	
	贈 者	フリガナ		
		氏名 (生年月日)	(大・昭 年 月 日)	
		特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第19項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所	
フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	_____署 平成_____年分
-----------------------	------------------

3 特定受贈同族会社株式等に関する事項 (「特定受贈同族会社株式等の判定明細書」を作成してください。)

族会社株式等	特例の適用を受ける特定受贈同	法人名	① 1株(口)当たりの時価 円	② 特例の適用を受ける株式(出資)の株数等 株・口・円	③ 価額 (①×②) 円

※ 上記②欄の株数等は、「平成\_\_年分特定受贈同族会社株式等の判定明細書」の⑩欄の株数等に移記します。

4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

受贈森林施業計画対象山林	特例の適用を受ける特定	森林施業計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積 ha	立木又は土地等の価額 円
		( )				
		( )				
		( )				
		合計		立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

5 添付書類

上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1)  特定受贈同族会社株式等の判定明細書
- (2)  特定受贈同族会社株式等に係る法人の定款(贈与の時に効力を有するものに限り。の)の写し
- (3)  贈与の時ににおける特定受贈同族会社株式等に係る法人のすべての株主(社員)の氏名(名称)、住所(所在地)、そのすべての株主(社員)とその贈与者との関係、そのすべての株主(社員)が保有する株式(出資)の株数(口数)及びその他参考となる事項を記載した書類(その法人が証明したものに限り。)
- (4)  特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	_____	電話番号	_____
-------	-------	------	-------

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	確認
---	--------	------	------------	----	----------	----

(注) ※印欄は記入しないでください。

## 書 き か た 等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。  
なお、特定贈与者が贈与をした年の中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「平成\_\_年分 特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特定受贈同族会社株式等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈同族会社株式等に係る法人名、1株（口）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 8 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈同族会社株式等について、この届出書を提出する方で、将来、特定贈与者の死亡に係る相続税の申告に当たり、この届出書に係る株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予」の特例の適用を受ける（又は、受ける可能性がある）場合には、平成 22 年 3 月 31 日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」の提出が必要です（平成 22 年 3 月 31 日を過ぎると特定贈与者の死亡に係る相続税の申告に当たり、今回の届出に係る株式等だけでなく、相続又は遺贈により取得した同一会社の株式等についても「非上場株式等についての相続税の納税猶予」の特例の適用を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）。